

「令和6年度和歌山県電子契約システム提供業務公募型プロポーザル」質問への回答

No.	関連箇所	質問	回答
1	【仕様書 P2】 4. システムの非機能要件 (2) 適法性 イ	本要件について、建設業法施行規則については、令和2年改正により技術基準について変更がなされており、改正後の現技術要件に対する適合性の確認が必要であるものと認識しております。 本件については、令和2年改正後の建設業法施行規則第13条の4第2項で定められる技術基準について、グレーゾーン解消制度を利用し回答を取得していることが必須である、という認識でよろしかったでしょうか。	グレーゾーン解消制度は、新規事業活動を行うにあたり、あらかじめ規制適用の有無について確認するための制度です。 ご質問の令和2年改正後の建設業法施行規則第13条の4第2項で定められる技術基準について、グレーゾーン解消制度を利用し回答を取得していることは必須ではありません。
2	【仕様書 P2,3】 5. システムの環境要件	電子契約システムの利用において、LGWAN環境での利用は想定していないという認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおり、本県では、LGWAN環境での利用は想定しておらず、インターネット環境で利用する想定です。
3	【プロポーザル実施要領 P2】 5. 企画提案書等の提出 (1) 提出書類及び提出部数 ②企画提案書	企画提案書について20ページ以内で作成することと記載いただいておりますが、こちらは表紙・目次を含めて20ページ以内という認識となりますでしょうか。	プロポーザル実施要領P2「5. 企画提案書等の提出(1)提出書類及び提出部数」の②企画提案書について、表紙及び目次を含めて20ページ以内で作成願います。
4	【プロポーザル実施要領 P2】 5. 企画提案書等の提出 (2) 提出書類及び提出部数 ②企画提案書	表紙に記載する事項について、業務名・会社名のほかに記載が必要な事項はございますでしょうか。 日付の記載が必要となる場合、記載すべき日付について指定はございますでしょうか。	プロポーザル実施要領P2「5. 企画提案書等の提出(1)提出書類及び提出部数」の②企画提案書について、表紙に記載いただく事項に指定はございません。
5	【プロポーザル実施要領 P2】 5. 企画提案書等の提出 (3) 提出書類及び提出部数 ④見積書	押印の必要について 提出するお見積書について、代表印等の押印は必要となりますでしょうか。	プロポーザル実施要領P2「5. 企画提案書等の提出(1)提出書類及び提出部数」の④見積書について、押印は必要ございません。
6	【プロポーザル実施要領 P2】 5. 企画提案書等の提出 (4) 提出書類及び提出部数 ④見積書	お見積書の作成日付について 提出するお見積書へ記載する日付については、以下の①・②どちらを記載するのが望ましいかご教示いただけないでしょうか。 ①お見積書を作成した日付(例：令和6年7月30日に作成の場合、当該日付) ②別途、貴庁からの指定の日付	プロポーザル実施要領P2「5. 企画提案書等の提出(1)提出書類及び提出部数」の④見積書について、本県から日付を指定することはございませんので、①の日付をご記載ください。
7	【プロポーザル実施要領 P2】 5. 企画提案書等の提出 (5) 提出書類及び提出部数 ④見積書	内訳の記載について 「経費の内訳を記載すること」とありますが、内訳について必須の記載項目はございますでしょうか。 また、記載する金額については「総額」及び「内訳ごとの月額及び総額費用」の記載があることが望ましいという認識でよろしかったでしょうか。	プロポーザル実施要領P2「5. 企画提案書等の提出(1)提出書類及び提出部数」の④見積書の内訳について、「6. 初期導入支援の要件」に係る経費と当該システムの運用に係る経費は分けてご記載ください。 その他の記載項目について、特段指定はございませんが、経費の内訳が審査委員に明確に伝わるようご記載願います。
8	【プロポーザル実施要領 P2】 5. 企画提案書等の提出 (6) 提出書類及び提出部数 ④見積書	内訳ごとの金額について お見積金額における内訳の記載について、例えば「導入支援費用をサービスご利用料金に含む」形で提供している場合等で「0円(費用発生なし)」という記載があることは問題ないでしょうか。	No.7の回答をご参照ください。

No.	関連箇所	質問	回答
9	【プロポーザル実施要領 P2】 5. 企画提案書等の提出 (7) 提出書類及び提出部数 ④見積書	お見積書の件名について 作成するお見積書について、件名の指定はございますでしょうか。	プロポーザル実施要領P2「5. 企画提案書等の提出 (1) 提出書類及び提出部数」の④見積書について、件名には「令和6年度和歌山県電子契約システム提供業務」を含めてご記載ください。
10	【プロポーザル実施要領 P3,4】 6. 企画審査 (2) 審査会議	当日のプレゼンテーションにて、サービスのデモンストレーションを交えてご説明を行うことは問題ないでしょうか。	プロポーザル審査会議当日は、モニター等を使用することは認めておりません。企画提案書及び見積書のみでのご説明をお願いいたします。
11	【プロポーザル実施要領 P6】 (別記1) 令和6年度和歌山県電子契約システム提供業務プロポーザル審査基準 評価項目 業務経費	本評価項目については ・見積もり上限金額(1,400,000円)に対し、提案金額がそれを下回るほど評価される(絶対評価) ・見積もり上限金額(1,400,000円)に対し、他社と比較しより安価な金額を提案時他方が評価される(相対評価) のどちらになりますでしょうか。	業務経費に係る評価については、プロポーザル実施要領(別記1)に記載のとおり、あくまでも業務内容に対して適切な金額が提示されているかという観点から各審査委員に評価いただくものです。